

# 後期高齢者医療制度

問い合わせ  
 北海道後期高齢者医療広域連合  
 (札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階)  
 ☎011-290-5601  
 市民課国保高齢医療係(名寄庁舎1階)  
 ☎01654③2111(内線3118)

**均** 等割の軽減割合が見直しされました

保険料均等割の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

【令和2年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円(かつ、被保険者全員が所得0円) ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	7割軽減
33万円	7.75割軽減

【令和3年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者数-1)	7割軽減

給与所得者数とは次のいずれかに該当する方となります。  
 ・給与等の収入額が55万円を超える方  
 ・公的年金の収入額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方



【令和2年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+(28万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+(52万円×世帯の被保険者数)	2割軽減

【令和3年度から】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
43万円+(28万5千円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者数-1)	5割軽減
43万円+(52万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者数-1)	2割軽減

**均** 等割2割・5割軽減の範囲が見直しされました

保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

**保** 保険料の計算方法(令和3年度)

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。



※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。



所得とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。

**保** 保険料の支払い方法  
 保険料の支払いは「年金天引き」か「口座振替」のどちらかが選択できます。  
 □口座振替を希望する方は問い合わせください。  
 ※年金天引きから口座振替に切り替わる時期は、申し出の時期により異なります。  
 ※年金天引きの場合、確定申告などの社会保険料控除は、天引きされる年金の受給者のみが対象です。

**保** 保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証は7月31日(土)で失効し、使用できなくなります。7月中に新しい保険証(有効期限が令和4年7月31日)を簡易書留郵便で送付しますので、8月以降はお持ちの水色の保険証を破棄して、黄緑色の保険証をご使用ください。



**減** 額認定証も新しくなります

保険証と同様に減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も7月31日(土)で失効し、使用できなくなります。

引き続き交付対象に該当する方は、7月中に保険証とともに減額認定証(有効期限は保険証と同じ)を送

**限** 度額適用認定証も新しくなります

保険証と同様に限度額適用認定証も7月31日(土)で失効し、使用できなくなります。

引き続き交付対象に該当する方は、7月中に保険証とともに限度額適用認定証(有効期限は保険証と同じ)を送付しますので、8月以降は



付しますので、8月以降はお持ちの水色の減額認定証を破棄して、黄緑色の認定証をご使用ください。

減額認定証の交付対象…区分Ⅰ・Ⅱ

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ・世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) ・老齢福祉年金を受給されている方

新しい減額認定証は黄緑色です

**保** 保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、次の要件を満たす方は保険料が減免となります。

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、

限度額証の交付対象…現役並みⅠ・Ⅱ

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

新しい限度額証は黄緑色です

お持ちの水色の限度額適用認定証を破棄して、黄緑色の認定証をご使用ください。



または重篤な傷病を負った世帯の方  
 ↓保険料を全額免除

- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、次の要件の全てに該当する方  
 ○本年の給与収入、不動産収入、事業収入、山林収入などのいずれかが前年に比べて3割以上減少していること
- ③対象となる保険料は次の通りです  
 ○令和3年度保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料  
 ○令和2年度保険料であって、令和2年度末に資格取得したことなどにより令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料
- 減免に関する詳細については、国保高齢医療係まで問い合わせください。